

所功氏著『三善清行』

を讀みて『革命勘文』に及ぶ

田 中 卓

日本歴史学会編集の人物叢書『三善清行』(昭和十四年十月刊)は、所功氏の処女作である。いや、同氏にとつてのみでなく、単行本としての『三善清行』傳は学界にとつての初の收穫であつた。それだけに、研究上の苦勞は多かつたであらう。同時にまた、注目すべき成果が隨所に散見せられる。「清行」の名前の読み方一つにしても、従来一般に「キヨツラ」と訓みならはされてきたが、著者はこれを清行の唐名「居逸^{キョイツ}」との関連から「キヨユキ」と論定された。創見といふべきであらう。今後の三善清行に関する研究は、必ず、先づ本書を出発点とせねばならないし、すでに本書によつて明るい展望を得たと云つてよい。私は、本書が学界を益すること多大であることを心から喜ぶとともに、二十八歳といふ年若き学究に、「人物叢書」の一卷を割いて新学説発表の場を与へられた日本歴史学会の親切をも高く評価したいと思ふ。

もともと所氏の研究上の関心は佛敎史にあつたやうである。同氏が名古屋大学学生として卒業論文執筆にあたり、縁あつて私に相談された際、最初の希望は、元亨釈書の研究であつたと記憶する。し

所功氏著『三善清行』を讀みて『革命勘文』に及ぶ (田中)

かし、当時、たまたま『平安遺文』の刊行が、完了し、しかもこれを十分に利用した研究が未だ乏しいことを残念に思つてゐた私は、むしろ『平安遺文』を活用する方針で研究テーマを設定することを勧めた。ただし、漫然と『平安遺文』を通覽してゐても執らえどころがないので、周知の史料であるが三善清行の『意見十二箇条』を徹底的に検討し、その背景を『平安遺文』によつて補強、構築して、未開の分野の多い平安時代の地方行政機構に、メスを入れることを助言した。三善清行を引き合ひに出したのは、彼がこの時代の典型的な能吏であり、博識の文人であつて、この人物の眼を通して觀察された平安時代の一面面が、最も具体的、かつ平均的な世相の理解に役立つであらうと考へたからである。後に聞けば、所氏の指導教官の弥永貞三教授も、期せずして私見と全く同じ御意見であつたといふが、それは『平安遺文』刊行といふ偉業と遺産を眼前にした私共上代史家が、春秋に富む俊秀に寄せる、共通の願望であつたのであらう。

果せるかな、所氏は、私共の期待を一步々々実現して行かれた。学部卒の卒業論文は『三善清行とその時代——意見十二箇条』の背景について——であり、修士論文は『律令的地方行政機構の研究——令制国司の変質過程——』であつた。その後、数年の間に、同氏の二十篇にあまる論文が各種の研究雑誌を賑はし、今や平安時代研究の若手ホープとして、最も注目される一人である。

しかし、卒直に云へば、所氏にたいして、私のひそかな心配があつた。それは同氏が、あまりに三善清行一辺倒に奔り過ぎるのではないかといふ点である。研究に夢中になられるのはよい。しかし、

清行の歿後一千五十年祭を、わざわざ京都の岡崎神社において、独力で執行されたといふ話を聞いては、実のところ、驚かざるを得なかつた。同氏に対する私共の期待は、独り清行の研究にとどまることなく、むしろ清行を通して把握せられる時代の解明にあつた。いはゞ、一日も早く清行を乗り越えて、更に新天地に雄飛されることを願つてやまなかつたのだ。しかし、これは、文字通り、私の杞憂に過ぎなかつたやうである。それを証するものが今般出版せられた『三善清行』にほかならない。この一書の中に、同氏は従来の清行研究の成果を手際よく集約するとともに、同氏みづからの研究の総決算をつける努力を払はれてゐる。本書は、清行研究の現在学界における最高峰を示すとともに、所連山における一峰として、やうやくその所を得た感がある。いまだ雲に隠されてゐる所山脈の眞の最高峰を、大いなる期待をもつて觀望しようとするものは、ひとり私のみにとどまらないであらう。学界のため、同氏の精勵と自重を願つてやまない。

※

さて、本書の内容紹介は、一切省略する。ただ、著者が、清行を菅原道真との対比において述べられてゐる「はしがき」の一節は、同時に本書の意図を明瞭に示してゐると思はれるので、それを引用しておかう。

「清行は、古来一般に、菅原道眞のライヴァルと考えられてゐる。たしかに清行が、辛酉革命論を使って道眞追放に一役買ったことは否めない。けれども、單純に道眞を謹嚴な聖人、清行を強引な策士とのみ割り切ることは、早計であらう。何となれ

ば、二人の出自と官歴には、大きな差があつたからである。道眞は、文人參議の子に生まれ、宇多天皇の殊遇をえて、ついに右大臣にまで登つた。これに対して清行は、下級官吏の子に生まれ、権門藤原氏に接近して、ようやく參議の座に辿り着いた感が強い。つまり、家柄と文才に恵まれた道眞は、ひたすら職務を励むうちに、おのずと榮進の道も開けた感があるのに対して、それほど家柄に恵まれなかつた清行は、持前の文才をフルに活かして、みずから昇進の機を掴まねばならなかつたのであらう。

しからは清行は、どのように文才を活かし、どのように昇進を遂げていったのか。その七十二年の生涯を、当時の政治情勢との関わりや、周辺の文人官吏との交わりの中に位置づけながら、できるだけ立体的に描き出そうとしたのが、この小著である。」

この著者の意図は、ほゞ十分に達せられたと云つてよい。願はくは、同じ立場と手法を以て、『菅原道眞』論を展開せられることを望んでやまない。

※

次に、閲讀して気づいた二、三の問題点について述べておきたい。先づ、所氏が、三善清行の子孫に関して、『南家系図』の「清行——良助——連行——茂明」の系譜に疑ひを挿み、殊に類聚符宣抄所収の貞元二年五月十日の官符によつて、清行と茂明との間に關係のないことを指摘せられてゐるが、結論そのものについて、私も目下のところ、ほゞ異論はない。しかし、その推論の手續きにおい

て不備がありはしないか。所氏の論述は、つぎのごとくである。

「前述のごとく、清行は百済系帰化人の後裔であつた。ところが、貞元二年（九七六）、左少史錦宿祢時佐が「三善朝臣」への改氏姓を請うた解文によれば、『謹みて旧記を検するに、時佐の先、漢の東海王の後、波能志より出づ。』（略中）謹みて先例を検するに、外記、官吏（卓云、史の誤植。官吏とは并官の大小史を指す）、主計主税の助、改姓の者古今尤も多し。近くは（四略）主税助・錦宿祢茂明、三善朝臣の姓を賜はる。』とあり、茂明は漢族系帰化人の後裔であつたことになる。』（三頁）

つまり、錦宿祢時佐の解文を根拠に、清行（百済系）と茂明（漢族系）とは「全く系統が違ふ」といふ論証である。しかし、これは速断にすぎると思ふ。右の錦宿祢時佐の解文から判ることは、時佐自身の祖先が漢の東海王の後、波能志より出づ、といふことだけであつて、錦宿祢茂明の出自にまで及ぶ内容ではない。所氏の引用文には「四例省略」とあるため、或いは誤解を生ずる向きもあらうが、この場合の四例とは、

右少史・高安連佐忠→内藏朝臣姓

右大史・川瀬連保基→紀朝臣姓

大外記・御船宿祢傳説→菅野朝臣姓

主計助・山前連義忠→伴宿祢姓

といふのであつて、必ずしも帰化系に限らず、（川瀬連・山前連は神別）また三善氏関係のみを類聚したものでなく、たゞ最近における改氏姓の具体例を示したまでである。それ故、近い頃に、錦宿祢茂明が三善朝臣の姓を賜はつたといふ事實は知られるが、そのこ

所功氏著『三善清行』を讀みて『革命勘文』に及ぶ（田中）

とから直ちに、「茂明は漢族系帰化人の後裔であつたことになる」とは云へない。もともと錦宿祢は錦部宿祢に同じであり、その初めは錦（織）部氏である。そして錦（織）部氏には二流あつて、一は連姓、一は村主姓であつた。姓氏録卷二十八の「錦部連」の条には「三善宿祢同祖、百済国速古大王之後也。」、同書卷二十九にも「錦部連、三善宿祢同祖」とあり、同書卷二十四の「三善宿祢」の条には「百済国速古大王之後也。』と見えてをり、清行の系統はこれに当るとされてゐる。一方、姓氏録卷二十三の「錦織村主」の条を見ると、「韓・國人波努志之後也。』とあり、同書卷二十五の「錦部村主」の条には「錦織村主同祖、波能志之後也。』と見える。そして何れも姓氏録の「漢」人の部に収められてゐるから、前引の「韓・國」は「漢・國」の誤であること明らかであり、さらに「波努志」「波能志」といふのも、錦宿祢時佐の解文に記す「漢東海王之後波能志」に相当するから、この系統は漢族系と認められる。時佐が解文の中で、「隨居地賜名錦織姓、三善朝臣、枝葉雖異、本源是同、』として、三善朝臣姓を請ふてゐるのは、恐らくこの錦（織）部氏の連姓と村主姓を混同して誤つたものか、意図的な曲解か、何れかであらう。その何れにしても、それは時佐に關することであつて、茂明が連姓系か村主姓系かを判断する材料にはならない。従つて、私は所氏の論法を、そのまま同意するわけにゆかないのである。しかし、茂明を清行の曾孫に係けてゐる『南家系図』が信用しがたいとする点は、一応、賛成してよいであらう。何故なら、若し系図の如くであれば、茂明は最初から清行の直系として「三善朝臣」姓であつた筈であるから、時佐の解文に所引の如く、

改めて、「錦宿祿」より「三善朝臣」に改氏姓せられる必要はあるまいと思はれるからである。しかし、改氏姓の範圍については、なほ厄介な問題もあるので、右の理由だけで簡単に『南家系図』を完全に否定し去ることは、慎重を期したい。

※

私は、常にみづから反省して、史料の真偽を見極め、誤謬を断定するには、優れた見識と十分な配慮がなければならぬことを自戒としてゐる。「見して信じた史料と思はれても、実は自分自身の小智浅見のために真実を理解し得ないといふ過誤を冒してゐる場合が少くないからである。その例に挙げては、まことに著者に対して申訳ないが、卒直な批判として許していただきたい。それは『意見十二箇条』の序論の前半、国家財政の衰弊を概観した部分の数字の処理についてである。その要点だけを示すと、

- (1) 於是天下之費、十分而五。
 - (2) 於是天下之費、五分而三。
 - (3) 於是天下之費、二分而一。
 - (4) 然而天下之費、亦失一分之半。
 - (5) 然則當三今之時、曾非往世十分之一也。
- といふことになる。そしてこの数字の計算方法は、所氏の行はれた通りで正しいであらう。(本書一) すなはち、

$$(1) \quad 1 - \frac{5}{10} = \frac{5}{10}$$

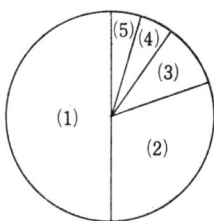
$$(2) \quad \frac{5}{10} \times \left(1 - \frac{3}{5}\right) = \frac{2}{10}$$

$$(3) \quad \frac{2}{10} \times \left(1 - \frac{1}{2}\right) = \frac{1}{10}$$

$$(4) \quad \frac{1}{10} \times \left(1 - \frac{0.5}{1}\right) = \frac{1}{20}$$

$$(5) \quad \frac{1}{20}$$

である。尤も、実際の推算としては、このやうな難しい数式でなく、恐らく次のやうな円形の割分を以て理解されたのではないかと想像する。ところで問題は、所氏が(5)に関して、



「かくて当今の国費は、『往世の十分の一』にすぎなくなつた。

(十は二十の誤りか。)(本書一)

と述べられた点である。いかにも計算上から云へば、「往世の十分の一」ではなく、「二十分の一」とありたいところである。それ故、所氏は「十は二十の誤りか。」とわざわざ注せられたのであらう。それならば、これは写本の誤記とみるべきであらうか。ところが、そのやうに考へられない理由が別に存する。保延元年七月二十七日に上申した藤原敦光の『勘文』に、清行の封事の丁度この部分を引用して、やはり「往世十分の一」と明記してゐるからである。(本書一) それでは、これをどう処理すべきであるか。問題は、(5)の読み方である。所氏はこれを「然らば則ち、今の時に当りて、曾て往世の十分の一に非ざるなり。」と訓まれたものらしく、それは同文の敦光

『勘文』の書き下し(八四頁)によつて推察せられる。しかし、これでは意味が通らないし、漢文の訓みにもなつてゐない。こゝは、『今の時に当りて、曾て往世の十分の一にも非ざるなり』と読むべきであらう。今や昔の十分の一にも達しなくなつたといふことであつて、そのことと計算上の二十分の一とは少しも矛盾しない。従つて、これは「十は二十の誤りか」と注する必要のない箇所である。

※

このやうな数字に関連して、私の以前から不審とするのは、清行の『革命勘文』にみえる「千三百廿年」といふ計算である。今日一般に、国史学界では、那珂通世博士(『上世年記』第三年記)以来、「六甲為三一元、廿一元為二一部」といふことから、一部署を「千二百六十年」と押へ、推古天皇九年辛酉より二二六〇年逆算して神武天皇の元年(辛酉)を設定したといふ説が支配的である。しかし、この根本資料とせられる易緯の鄭玄注によれば、明らかに「千三百廿年」と書かれ、三善清行はもとより、その後の『革命勘文』(応和以降)の類はすべてこれを祖述してゐる。那珂博士は、「千三百二十年ハ、二十二元ニシテ、三七相乗ノ数ニ非ザレバ、此ノ數ハ恐ラクハ千二百六十年ノ違算ナルベシ。」とされたが、それではこの「違算」は、最初に鄭玄が冒し、さらに清行も盲従したといふことになる。そのやうな「違算」や「盲従」が、事もあらうに『勘文』の類において、果して許され得ることであらうか。これが私の多年にわたる疑問であつた。この点について所氏が、どのやうな解釈を示されるか、私は頗る興味をもつて本書(以下)を披見したのであるが、ほとんど嘗ての同氏の論文「三善清行の辛酉革命論」(『神道史研究』第十七卷第一号)の

所功氏著『三善清行』を讀みて『革命勘文』に及ぶ (田中)

要約であつて、別に新しい見解は見出し得なかつた。清行が引用するところの鄭玄注は、判りやすく改行すると、左の如くである。

- (1) 天道不レ遠、三五而反。
- (2) 六甲為三二元。
- (3) 四六二六相乗。
- (4) 七元有三爻。
- (5) 三七相乗。
- (6) 廿一元為二一部。
- (7) 合千三百廿年。

この解釈は甚だ難解であるが、森清人氏(『日本紀年の研究』五五頁)や安居香山氏(『神皇正統記』八氏と共著『緯書の基礎的研究』、中国古典新書『緯書』)の研究を参照して私見を述べると、およそ次のやうに解せられる。

- (1) 天の道は無窮であるが、たゞ永遠といふのでなく、三・五の数值でくりかへしが行はれる。
- (2) 六甲(一甲は一〇年)、すなはち六〇年を一元とする。
- (3) 四六の相乗は四×六甲、すなはち二四〇年(四元)、二六の相乗は二×六甲、すなはち一二〇年(二元)で、いづれも時代の区切りとなる期間である。
- (4) 七元といふのは、(2)の一元と、(3)の四元・三元を足した数字で、この七元四二〇年間に三度の異変が起る。
- (5) 三七相乗の「三」は、(1)の「三五」の「三」か、(4)の「三爻」の「三」か未詳であるが、「七」は(4)の「七元」であらう。三×七元、すなはち二十一元となる。

所功氏著『三善清行』を讀みて『革命勘文』に及ぶ (田中)

(6) 二十一年(一二六〇年)を一部となす。

(7) 「合」といふのは合計である。この文字に注意し、(4)の場合を参考すると、これは(2)の一元と(6)の二十二年を足して二十三元、すなはち一二三〇年といふことであらう。

もとより、このやうな易緯の説が、支那や日本の歴史の實際に正しく当てはまつたかどうかといふことは、この場合、論外である。

私の興味はそのやうな点にはない。問題は、今日の学界の常識として那珂博士説を認める立場から、日本紀の神武天皇元年(辛酉)設定の根拠を、この鄭玄注に求めるといふのであれば、その計算の起点は皇紀一二六一年(辛酉)ではなくして、皇紀一二三二年(辛酉)でなければならぬといふ点である。これは鄭玄注を信じる以上、動かしがたい事實であつて、『辛酉革命・廿一元一部』の記事は認めるが、『合千三百廿年』の計算は『違算』とみなして回避するといふのでは、余りにも御都合主義といふ非難を免れないであらう。たゞ従来は、(6)と(7)との結びつきが明瞭でないため、

「違算」説が許されたのであるが、右のやうに解釈すれば、決して不可解といふわけではない。(この解釈は、私自身、大学の講義で早くから言及してきたが、公表された論文としては前述の森清人氏の創見とすべきである。但し、森氏はこの解釈を示されながら、那珂博士の『辛酉革命・神武天皇元年設定説』そのものを否定せられたため、それ以上の所説の展開は見られなかつた。)

私は、以上の見解に立つことによつて、那珂博士の推古天皇九年(辛酉)を基点とする逆算法に重大な疑問を感じ、むしろ、原・日本紀の編者は、斉明天皇七年(辛酉)を第二の『辛酉革命』の年と

みなして、一三三〇年廻り、神武天皇の元年(辛酉)を設定したのではあるまいかと考へる。斉明天皇七年といふのは、日本紀によれば、天皇が外征のため筑前国朝倉宮にまで出陣された年であり、しかも天皇はその年の七月二十四日に崩御され、即日、皇太子である後の天智天皇が「称制」せられた年である。清行はこれを天智天皇の「即位」と誤解してゐるが、事実上は天智天皇の御代を迎へたといつても過言でない。原・日本紀の編者が、こゝに『辛酉革命』の意味を求めたとしても、決して不審とすべきではないであらう。かつて久米邦武博士は、清行説を祖述する立場から、「書紀の紀年は妄作とは、今の史学界に言だけ野暮なれども、猶何つの時代に妄作したるにやとの疑問は存在するが如し。余は是を天智帝の時に緯書^{（以前紀年考）史学雑}の天^{（第一三編第二号）}数を推して造為したるものと判定す。」と述べられたが、^{（武帝}

といふのは疑問で、「記定帝紀及上古諸事」の行はれた「天智天皇朝」と考へたい。果して若し、この私見が是認せられるならば、天皇記・国記^{（推古天皇紀）}や古事記・日本紀の編纂過程の検討についても、影響するところ甚大であると考へるが、この小論では割愛する。私が、いま、取て右の点に言及したのは、一般に清行の『革命勘文』の恩恵に浴して皇紀の成立を論じながら、こと「千三百廿年」の一点に関しては、これを清行の『違算』ないし『盲従』として黙殺する学界の風潮に、あきたらないものを覚えるので、弁護の一文を草して清行に報いようとの微志である。

書評といふにしては異例の評論となつてしまひ、著者所氏に対しては恐縮であるが、急に乞はれるまゝに披見の所感を略述した。蕪辭は諒恕されたい。

(昭和四十六年十月六日)